

吉田町浄化槽設置費補助金

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換で

最大 **75.2**万円 (5人槽の場合)

※令和6年度からの変更点

- ・補助単価の統一
- ・新設補助金額の変更

【補助限度額】

人槽区分	申請区分	本体工事費	宅内配管工事費	撤去工事費		補助額計
				みなし浄化槽	くみ取り便槽	
5人槽	新設	302,000円				302,000円
	転換 (建築確認あり)	332,000円		120,000円	90,000円	(単独)452,000円 (くみ取り)422,000円
	転換 (建築確認なし)		300,000円	120,000円	90,000円	(単独)752,000円 (くみ取り)722,000円
7人槽	新設	376,000円				376,000円
	転換 (建築確認あり)	414,000円		120,000円	90,000円	(単独)534,000円 (くみ取り)504,000円
	転換 (建築確認なし)		300,000円	120,000円	90,000円	(単独)834,000円 (くみ取り)804,000円
10人槽	新設	498,000円				498,000円
	転換 (建築確認あり)	548,000円		120,000円	90,000円	(単独)668,000円 (くみ取り)638,000円
	転換 (建築確認なし)		300,000円	120,000円	90,000円	(単独)968,000円 (くみ取り)938,000円

【令和6年度からの変更点】

1、下水道事業区域内・区域外の補助金額を統一しました。

区域内での申請は町が認めた場合のみとなります。ご申請の前に上下水道課までご相談ください。

区域外・区域内にかかわらず補助金額は上記表のとおりになります。

2、新設工事の補助金額が変更になりました。



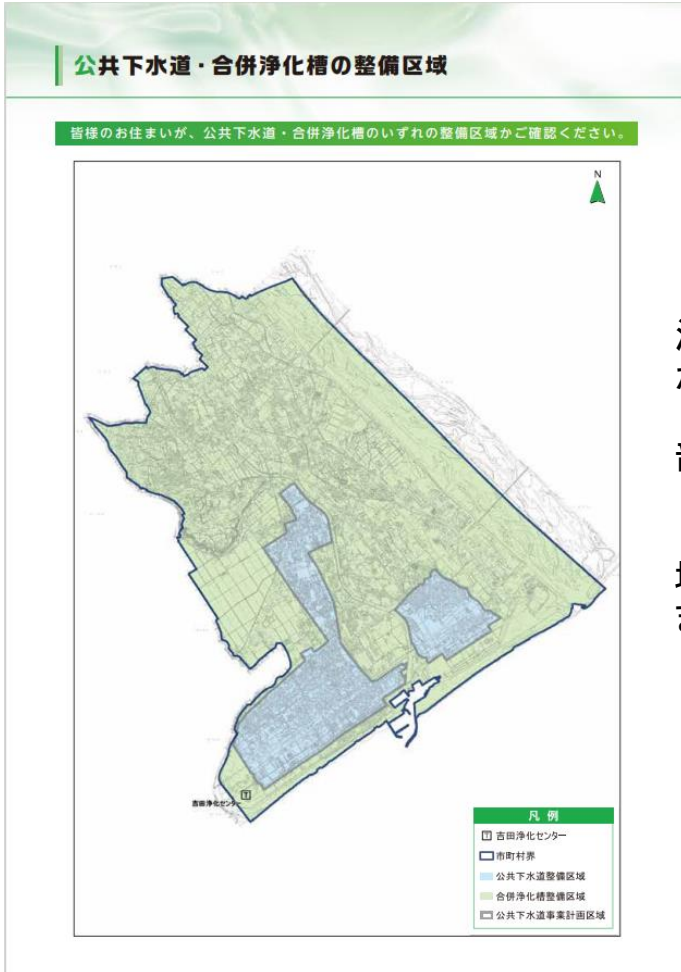
【お問合せ先】吉田町上下水道課 下水道業務部門

電話:0548-33-1100・メール:gesui@town.yoshida.shizuoka.jp

令和6年度より

吉田町浄化槽設置費補助金の制度が変わりました！

1、下水道事業区域外・区域内での金額差を統一しました。



水色の地域「公共下水道整備区域」で浄化槽設置補助金を申請できるのは、町が認めた場合のみとなります。

申請される前に上下水道課下水道業務部門浄化槽担当までご相談ください。

※薄緑色の地域「合併浄化槽整備区域」については事前相談の必要はありません。



2、新設工事の補助金額が変わります。

(転換工事の補助金額は令和5年度と変更ありません。)

人槽区分	令和6年度	参考: 令和5年度
5人槽	302,000円	332,000円
7人槽	376,000円	414,000円
10人槽	498,000円	548,000円

【お問合せ先】吉田町上下水道課

電話: 0548-33-1100 ・ メール: gesui@town.yoshida.shizuoka.jp